第三十六南極特別保護地区	（略）	
第三十七南極特別保護地区	一～七　（略） 八　当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 九～十四　（略）	
第三十八～第五十一南極特別保護地区	（略）	
		（削除）

第三十六南極特別保護地区	（略）	
第三十七南極特別保護地区	一～七　（略） （新設） 八～十三　（略）	
第三十八～第五十一南極特別保護地区	（略）	
第五十二南極特別保護地区	一　当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二　船舶は当該地区内にびょう泊しないこと。 三　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 四　当該地区内では野営しないこと。 五　当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 六　当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 七　当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 八　当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 九　当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。	
第五十三南極特別保護地区		一　当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二　船舶は当該地区内にびょう泊しないこと。 三　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 四　当該地区内では野営しないこと。